

地域経済に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転を促進するための税制の優遇措置やサテライトオフィスの整備・運営に係る財政措置の拡充など、企業誘致に係る支援を充実すること。

2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援

(1) 「地域未来投資促進法」に基づき固定資産税等を減免した地方自治体への減収補てん措置については、令和4年度末までとされている適用期限を延長するとともに、その対象資産の判断に当たっては、地方自治体が減免措置を実施した資産の活用実態を十分に踏まえ、適切に行うこと。

また、計画期間の満了を迎える同意基本計画の扱いを早期に示すとともに、同基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画については、経過措置を設けるなど、柔軟に対応すること。

(2) 中小企業・小規模事業者の経営基盤を強化するため、設備投資等に係る支援措置を拡充すること。

また、経営の安定化のため、半導体等の供給途絶によるリスクが大きい製品・部素材の安定供給に資する国内サプライチェーンの強靱化を図ること。

(3) 後継者不足や経営者の高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑に事業承継が進むようマッチング支援や税制の見直しなど、引き続き総合的な事業継承対策を講じること。

(4) 伝統的工芸品産業の振興に向け、後継者育成、需要開拓等に係る支援措置を拡充すること。

(5) 地域経済の担い手を創出するため、新たに創業する者への財政支援を講じること。

(6) 令和5年10月から導入予定の適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、一層の周知を図るとともに、適格請求書発行事業者への円滑な転換に向けた支援措置を拡充すること。

また、免税事業者に与える影響等を踏まえたうえで、必要な方策を講じ

ること。

(7) アーケード等の商店街共同施設の適正な管理や撤去等に係る財政支援を講じること。

3. 「離島振興法」について、著しい人口減少や高齢化の進展など、離島の置かれている実情を踏まえ、各種施策に適切な配慮が講じられるよう令和5年度以降も延長すること。

4. 競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可については、地元自治体の同意を条件とするよう「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」を改正すること。

5. 地方消費者行政強化交付金の財源を確保するとともに、消費生活相談員確保のため、推進事業における時限措置を廃止すること。

6. 物価高騰関係等

(1) 地域の事業者はコロナ禍に加え、物価高騰の影響も重なり厳しい経営を強いられ、経営の回復には多くの時間を要することから、経営の安定化に向けた各種支援策について、今後も幅広く、長期的かつ継続的に実施するなど充実・強化すること。

また、ポストコロナに向けた事業の再構築や生産性向上のための設備投資など前向きな取組を後押しする支援策を強力に推進すること。

(2) 融資の返済猶予、返済負担の軽減などについて、事業者の実情に応じて柔軟に対応するなど資金繰り支援を強化すること。

(3) セーフティネット保証制度については、個々の事業者の状況を踏まえ、柔軟に運用すること。

(4) 地場産業や伝統工芸を支えている小規模事業者については、売上減少による廃業・倒産が加速していることから、産業品の販売促進に資する支援を行うこと。

(5) 疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において事業者支援等を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。